

大野町における休日部活動の地域移行 (案)



大野町教育委員会

令和5年12月6日



中学校における部活動地域移行について 国・県が示す方向性

国ガイドライン 令和4年12月

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定

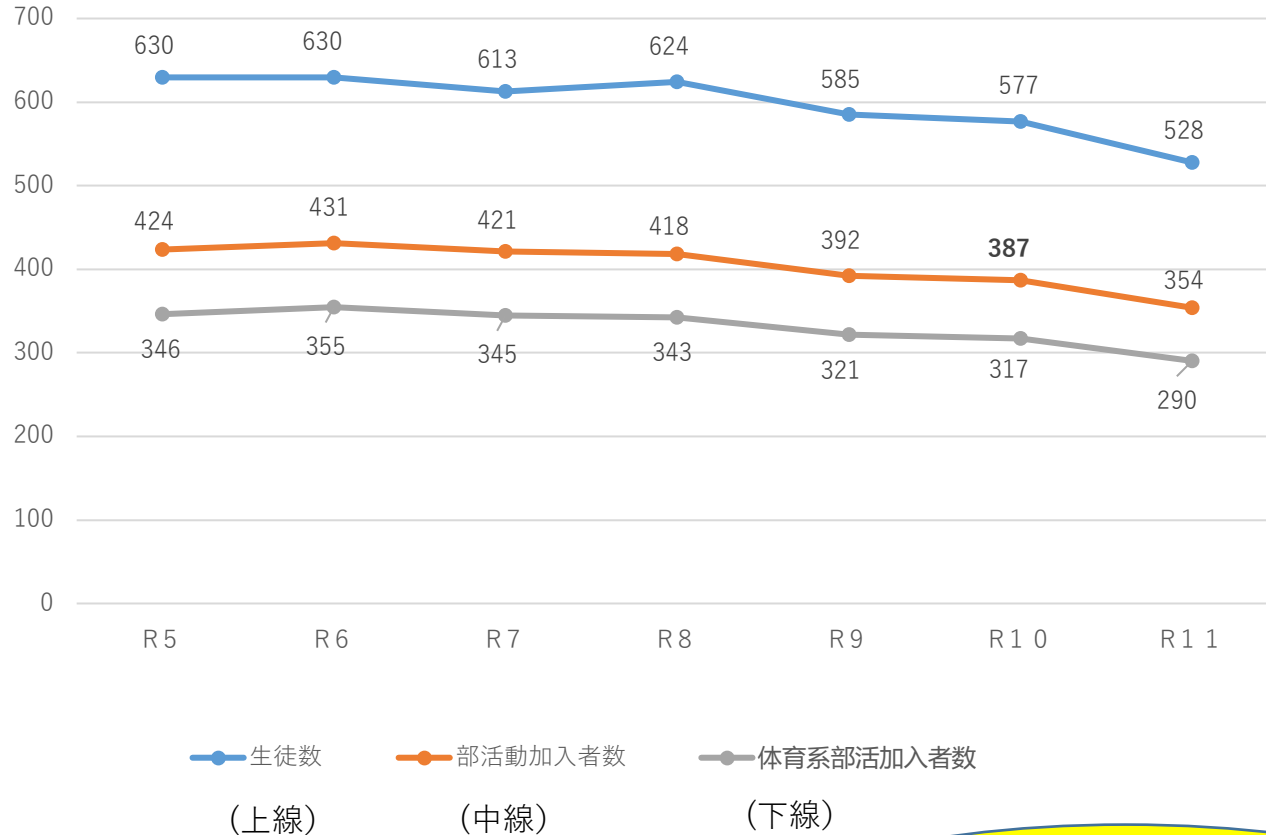
県ガイドライン 令和5年3月

「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定

- 休日の部活動から段階的に地域移行する。
- 令和5年度から7年度までの3年間で改革推進期間として位置づけ
地域の連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。
- スポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実に取り組む。
- 地域のスポーツ団体・文化芸術団体等と学校との連携・協働を推進

大野町の今後状況 R5年～R11年

中学校生徒と部活動加入者数(見込み)



* 大野中学校・揖東中学校合計

■生徒数 (上の折れ線)
R5年6月現在の小・中学校生徒数からの今後の中学校生徒数の見込み数割り出した。

■部活動加入者数 (下の折れ線)
R5年度当初の加入率 (67%) で今後も推移したと仮定した場合の部活動加入者数。

R11年には現在の生徒数の約△100名、部活動加入者数は現在の△70名となる見込みである。

- ・ 1つの中学校単位での活動が難しくなっている。
- ・ 町単独の活動も難しくなっている種目もある。

地域で部活動を支援する体制づくりが必要

現在の学校部活動 種目

R5年度現在

大野中学校

- 1 サッカー部
- 2 男子バドミントン部
- 3 女子バドミントン部
- 4 剣道部
- 5 男子ソフトテニス部
- 6 女子ソフトテニス部
- 7 男子バレーボール部
- 8 女子バレーボール部
- 9 柔道部
- 10 陸上部
- 11 男子バスケットボール部
- 12 女子バスケットボール部
- 13 卓球部
- 14 野球部
- 15 吹奏楽部
- 16 美術部
- 17 家庭科部
- 18 科学部

運動部 14部
文化部 4部

揖東中学校

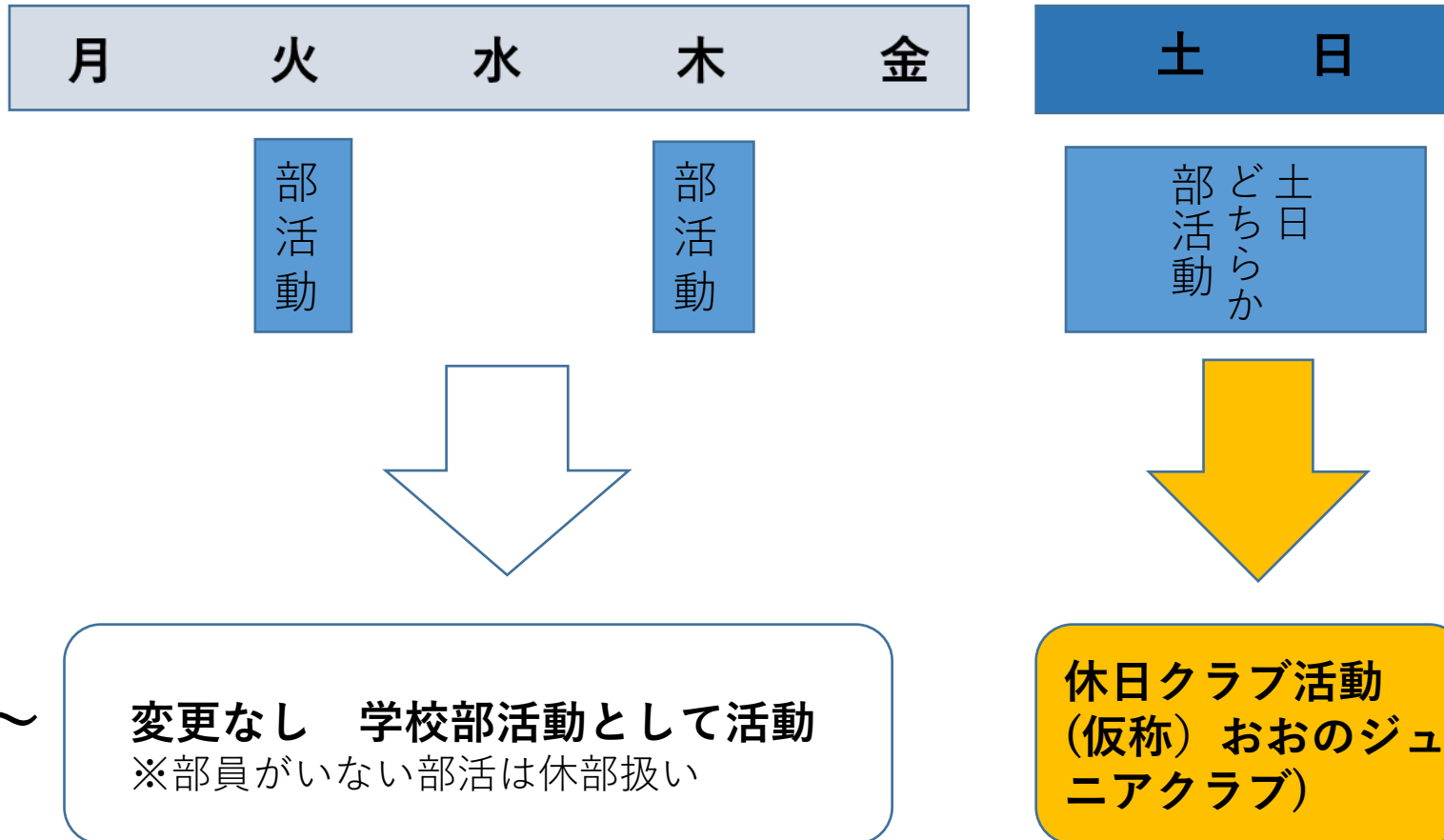
- 1 剣道部
- 2 ソフトテニス部
- 3 バレーボール部
- 4 卓球部
- 5 野球部
- 6 ソフトボール部
- 7 管弦楽部

運動部 6部
文化部 1部

* 部員不足により休部としている種目も含む

大野町では、中学校の休日部活動（運動部活動）を令和6年8月から地域移行します。
文化系は、体制が整ってから地域移行。

現在
*冬期の活動は縮小して実施しています。



組織(案)

おおのスポーツクラブ

地域移行による
追加組織

大野第1グラウンドゴルフ

大野町楽しく歩こう会

硬式テニス

大野町第2グラウンドゴルフ

大野西グラウンドゴルフ

鶯グラウンドゴルフ

ノルディックウォーキング

揖斐大野排球倶楽部

(仮称)おおのジュニアクラブ

(仮称)サッカークラブ

(仮称)男子バドミントンクラブ

(仮称)女子バドミントンクラブ

(仮称)剣道クラブ

.....

活 動

活動時間（県ガイドラインに記載のとおり 次頁）

○平日（学校部活動）

1日の活動時間は2時間まで
平日は1日以上は休養日

○休日（休日クラブ）

1日の活動時間は3時間まで
土日のどちらかは休みとする

* 大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

休日クラブには**参加費**が必要です。
学校活動ではないので、**保険の加入（スポーツ安全保険）**も必要です。

参加は自由です。

いろいろな種目に挑戦できます。

平日と休日、違う種目で活動することも可能です。

現在の両学校にある種目に参加できます。

3年間を通じて活動できます。

休日クラブには3年生の引退がありません。

大会参加も可能です。

休日クラブとして大会に参加できます。*大会規定による

II 新たな地域クラブ活動

(1) 活動時間及び休養日等の設定

・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

○活動時間

<平日>

- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ・学校部活動に引き続き実施する場合においても、合わせて2時間程度とする。

<休日>

・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

○休養日

・週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

- ・休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）3を設ける。

○活動時間及び休養日に関する留意点

- ・活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、運動、食事、及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から設定する。
- ・地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部活動共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。
- ・第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

指導者について

県設置の指導者
バンクも活用

推薦

- ・部活動社会人指導者
- ・兼職兼業の教員
- ・退職教員
- ・保護者や大学生
- ・指導者・保護者の推薦する指導者

選考

大野町体育協会へ登録

派遣

おおのスポーツクラブより委嘱

- ・技術指導
- ・活動計画、記録の作成
- ・大会参加の手続き・引率
- ・その他活動に必要な事項

指導者謝金

○指導者謝金の支払い

(原則、1競技ごとに最低2名。競技ごとに参加者数により指導者の人数の上限を定める)

○周辺他町の状況も参考に、大きく差が出ないように考慮します。

揖斐川町 未定

池田町 未定

先進地の状況

羽島市 1回1,000円

*今後値上げ

海津市 1回2,000円

*1,500円から値上げ

平日と休日の指導者が異なるため

平日と休日の連携

県ガイドラインに基づく

- 平日の部活動と休日のクラブの**活動目標を指導者間で確認**し共通認識に努める。
(各種目ごとに必要と思われる回数を定めて2者間で実施)
- 日常的な指導の連携は、**適切な方法で連絡報告相談**を行う。
- 障がいのある生徒や配慮が必要な生徒などの**情報は密にする**。
- 指導者は、学校部活動顧問と同様に個人情報や内部情報の**守秘義務**を負う。

学校部活動顧問



活動目標の共有
指導内容等の報告連絡相談

休日クラブ
(仮称)おおのジュニアクラブ
の指導者

指導者の質の向上

- ・ 県実施の指導者養成研修の受講の推進
- ・ 町独自の指導者研修を実施
- ・ 指導手引き等の活用

- ・ 効果的な練習方法
- ・ スポーツ医・科学
- ・ 事故防止
- ・ コンプライアンス
- ・ アンガーマネジメント
- ・ 体罰・ハラスメントの根絶

休日の地域クラブ活動は学校管理下外の活動のため

休日クラブ活動にはスポーツ安全保険への加入が必要です

県ガイドライン「保険の加入」に基づく

1人年間
中学生800円

現在

学校管理下での「部活動」での保険



スポーツ振興センター
(災害共済給付制度)
学校で加入手続き

問題点
賠償責任保険が含まれない

地域移行後



休日クラブ活動

学校管理下**外**での活動



県ガイドラインの規定
自身の怪我等を補償する保険だけでなく、**個人賠償責任保険**も補償対象となる保険を選定。



スポーツ安全保険

災害共済給付制度と同程度の補償で賠償責任保険も含まれる。

手厚い補償

スポーツ安全保険の商品概要

- ☑ 団体管理下における**団体活動中**を補償

※個人活動は補償の対象外（ただし、AW・CW・BW区分については個人活動も補償対象）

- ☑ 団体活動への**往復途上**も補償

- ☑ 掛金 年間1人あたり、中学生以下800円（A1区分）

※高校生以上の区分（C・B・A2・D他）については補償内容も含めて「あらまし」を参照

- ☑ 傷害、賠償責任、突然死の補償がセット（下記補償内容はA1区分の補償）

4名以上の
団体に加入

R5年度改定

傷害保険

死亡:3,000万円

後遺障害: (最高)4,500万円

入院: (日額)4,000円

通院: (日額)1,500円

賠償責任保険

身体・財物賠償合算 1事故5億円

ただし、身体賠償は1人1億円
(限度額)

突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血等)
に際し、親族が負担した葬祭費用※
180万円(限度額)

※葬祭費用：傷害保険の支払対象となる死亡の場合は対象外 また、生前に購入された墓地、墓石等の購入費用も対象外

- ☑ 入院・通院 治療日数**1日目から補償**（入院180日、通院30日限度）

- ☑ **熱中症**、O-157などの**食中毒**を補償

指導者の保険について

スポーツ安全保険に加入が必要です。

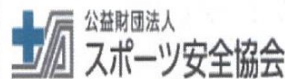
掛金 年間 1,850円(64歳以下)
1,200円(65歳以上)



指導者の保険料については、お
おのスポーツクラブで保険料を
負担(予定)。

学校管理下外の補償として活用いただけるスポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、公益財団法人スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた保険制度です。



スポーツ安全協会は、文部省（現文部科学省）や日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）等の尽力によって、昭和45年に設立された営利を目的としない公益財団法人です。

スポーツ安全保険を活用しやすい理由

【共同引受保険会社（令和5年4月時点）】

あいおいニッセイ同和、共栄火災、損保ジャパン、大同火災
東京海上日動、日新火災、三井住友海上、AIG損保

- ☑ **公的性格が強い**（国内元受損保8社による共同引受・直扱制度）
- ☑ **豊富な加入実績**（約750万人の加入。自治体、地域部活動、総合型地域スポーツクラブ等で多数加入）
※地域部活動や学校体育施設開放事業等において自治体が原則加入を義務付けている事例もある
- ☑ **小さな掛金**（団体活動中*を補償範囲としており、管理下のみを補償）
※往復中も補償対象（団体活動場所と自宅との通常の経路往復中）
- ☑ **大きな補償**（死亡・後遺障害の高額補償、熱中症、高額賠償と生徒相互間の賠償の備え）
- ☑ **加入手続きが簡便**（加入手続きに必要な情報が少なく、手続きが簡単）

休日クラブ ((仮称)おおのジュニアクラブ) の参加費

年会費・活動参加費・スポーツ安全保険加入料

大会参加にかかる遠征費・合宿代は別途。
大会の参加費は、大会によっては別途負担がある場合があります。

* 平日学校部活動にも参加の場合は、部活にかかる部費がかかります。



クラブの年会費・参加費

クラブ運営費（大会参加費、備品購入費、消耗品費等）、会員保険料にあてられます。

町負担金



指導者謝金・指導者保険料・指導者交通費

できるだけ低廉な会費で不足分は、町からの負担金等でまかさないます。

近隣他市町の状況を参考に、大きく差が出ないように考慮します。

揖斐川町	未定
池田町	未定

先進地の状況

海津市	年会費	1 0 0 0 円
	会費	1 0 0 0 円
	保険料	8 0 0 円
	合計	1 3 8 0 0 円
羽島市	年会費	6 0 0 0 円
	会費	5 0 0 円
	保険料	8 0 0 円
	合計	1 2 8 0 0 円

大会の参加について

全国中学校体育大会開催基準「7 参加資格「参加資格の特例」地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生」に記された内容を元に、岐阜県中学校体育連盟も地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加を認める条件を規約(R5.4.1施行)に定めた。



地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）での中体連主催の大会への参加が可能となった。

（競技種目ごとの規定による）

* 地域スポーツ団体等とは、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動をいい、総合型地域スポーツクラブやクラブチームの他、保護者会や複数の学校が統合して設立する団体、市町村が運営する団体など。

大会参加の引率について

- ・ 学校単位で出場する大会 → 状況による
（できるだけ顧問が引率しない体制）
- ・ (仮称)おおのジュニアクラブ
→ 競技種目ごとの指導者

大会の申込について

- ・ 学校単位で出場する大会 → 学校（顧問）
- ・ (仮称)おおのジュニアクラブで出場する大会
→ (仮称)おおのジュニアクラブ
（クラブの指導者又は保護者が手続き）

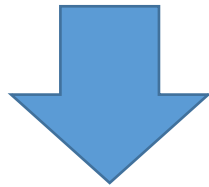
大会会場までの交通手段

現地集合現地解散が原則。公共交通機関や保護者による送迎。

規定の範囲で町バスの利用も可能。

備品・用具について

当面の間は、学校部活動で使用している備品・用具等を中学校・保護者会の承諾を得た上で、使うことになることを想定。



徐々に（仮称）おおのジュニアクラブでも購入していく。

施設利用について

施設の予約は、各競技種目ごとの指導者又は、保護者が行う。（各種目ごとにとりきめ）

休日クラブ活動（（仮称）おおのジュニアクラブ）で利用する町有施設の利用料は条例等の規定により優遇します。

体制イメージ

